

中東知的財産ニュースレター Vol.34

バーレーン — 商標局による電子出願システムの促進

バーレーン商標局は、出願システムの完全オンライン化を実施しました。
2019年7月1日以降、商標局は方式審査や補正に関するEメールでの申し込みを受け付けていません。また、2019年7月7日以降、書面による登録出願も受理されません。

商標局からの通知は全て、商標局登録アカウントの代表者にEメールで送信されます。公開料や登録料の支払いもオンライン化され、商標登録証明も商標局で受け取るのではなく、ダウンロードで取得する方法がとられます。

エジプト — 手数料に付加価値税(VAT)を課税

エジプト意匠・商標局は、今後全ての手数料に14%の付加価値税(VAT)を課税することを発表しました。

この変更は、出願人が海外企業である場合を含め、いかなる状況においても適用されません。

リビア — リビアの近況

続く情勢不安のため、商標局をはじめ、多くのリビア政府機関は、電力供給を絶たれ、当面の間、閉鎖が続く見込みです。

サウジアラビア — サウジアラビア特許法の規則改定

サウジ特許法の新施行規則が2019年6月14日付サウジアラビア官報4783/2019号にて発表されました。

この背景に、サウジアラビアの知的財産権の規制、奨励、保護を目的とした公的機関として、サウジアラビア知的財産総局(SAIP)が2018年3月に設立されたことがあります。SAIPは、MENA地域において、最先端の知的財産サービスを提供するために、知的財産に関するあらゆる側面を国際的な視点で一括集中管理することを主な目的として設立された総合的な機関です。

この新施行規則は、特許に関わる活動において、これらの変更を実施するために設けられました。具体的には、これにより、サウジアラビアにおける特許権の付与、審査、執行の責任を負う機関が、キングアブドゥルアジズ科学技術都市(KACST)からSAIPに変わりました。

また、出願日から3ヶ月以内に正式なアラビア語の翻訳を提出することを前提に、英語による明細書の提出を出願人に許可するなど、新施行規則によって、特許出願における書誌的事項の変更も導入されました。

なお、KACST から特許庁と関連機関の機能が SAIP への移行が完了するまで、ある程度の混乱や遅延が発生することが予想されます。

スーダン — スーダンの近況

社会不安、通行規制、座り込み、ストライキが続くスーダンでは、商標局や特許庁をはじめ、多くの政府機関が閉鎖状態にあります。

シリア — 特許料の遅延払いに猶予期間を設定

シリア人民議会は、特許料の遅延払いに猶予期間を設ける法案を承認しました。法案第1条は、2011年から年金が未払いとなっている特許権者に3ヶ月間の支払猶予期間を与えることを定めています。

アラブ首長国連邦 (UAE) — UAE 商標局と更新料の大幅な値下げを実施

UAE 商標局は、商標出願の登録段階に適用される手数料の33%値下げを実施しました。商標登録の更新料に対しても同率の値下げが実施されています。

これらの値下げは、2019年連邦閣議決定51号にて発表され、2019年7月7日に実施されました。

これら変更の結果、商標出願にかかる登録料は、AED 10,000 (USD 2,725) から AED 6,700 (USD 1,825) に引き下げられました。よって、商標出願にかかる手数料総額（出願料と公開料を含む）は、1区分、AED 12,000 (USD 3,270) から AED 8,700 (USD 2,370) に値下がりしたことになります。

商標登録の更新料は（更新申請料と公開料を含め）、AED 12,000 (USD 3,270) から AED 8,700 (USD 2,370) に値下がりしました。

下表は、UAE 商標局手数料の近年の推移を示しています：

項目	2015年5月以前		2015年5月から 2019年7月まで		2019年7月	
	AED	USD	AED	USD	AED	USD
検索料	250	70	500	140	500	140
出願料	500	140	1,000	280	1,000	280
公開料	500	140	1,000	280	1,000	280
登録料	5,000	1,360	10,000	2,725	6,700	1,825
更新料	6,000	1,635	12,000	3,270	8,700	2,370

アラブ首長国連邦 — UAE 新規則が知的財産に及ぼす影響

UAE 連邦閣議決議 31 号は、2019 年 4 月 30 日以降、UAE にて（知的財産活動を含む）特定の活動を行う組織は「主な収入源」が UAE 内での活動によるものであることを実証できなければならないという規則を導入しました。また同閣議決議は、この実証および報告の方法についても具体的な規定条件を定めています。

この背景には、国ごとに異なる税法を利用した企業の租税回避を防ぐための措置をはじめ、経済協力開発機構(OECD)などの国際金融機関による税規制の国際的な改善や協力を推進することがあります。欧州連合は、これら原則に基づく特定の目標を満たさない国々に対し、制裁を与えることにより、これら原則の徹底を進めています。

閣議決議 31 号は、バミューダ、バージン諸島、ケイマン諸島や他の無税あるいは税率の低い地域にて、最近制定された経済実態に関する法律に類似した考え方と規則を含んでいます。

閣議決議の規則に従い：

- (a) 特定分野の認可事業を行う企業は、UAE において実態のある経済活動を行っていることを裏付ける証拠の提示が求められます。
- (b) 「知的財産」活動（知的財産資産の所有、使用、収益の受領）を認可された企業は、下記のことを含む活動を主な収入源としなければなりません：
 - (i) 特許または同様の資産の調査や開発
 - (ii) 知的財産の販売や提供

また閣議決議は、下記に該当する「ハイリスクな知的財産活動」と定義される活動に関し、特定の規則を定めています：

- (a) UAE 当局から認可を受け、UAE にて IP ライセンスを移転する者が

- (i) ライセンスの対象である知的財産の創作者ではない
 - (ii) その知的財産を関係者（直接的または間接的につながりのある個人または法人）から獲得した
 - (iii) その知的財産の開発費用を UAE 以外の場所を拠点とする関係者から得ている
 - (iv) 海外組織の活動によってその知的財産から収入を得るためにライセンスが付与されている
- (b) UAE 当局から認可を受け、UAE にて IP ライセンスを移転する者が
- (i) その知的財産を生むためにじる、または商業的応用を決定するために必要な調査や開発を行っていない。しかし、
 - (ii) UAE での事業の一環として、それら資産を販売、提供し、主な収入を得ている。

同決議は、ハイリスク知的財産活動を認可された企業に対し、主な収入源とすべき活動を以下のように定めています：

- (a) 無形財産の開発と生じる収益の運用に関する戦略的決定と主なリスクの管理
- (b) 無形財産の獲得、保護と生じる収益の運用に関する戦略的決定と主なリスクの管理
- (c) 第三者から収入を得ることを目的に無形財産を使用する関連会社の商業活動の管理

UAE 国内、自由貿易圏または金融フリーゾーンでライセンスを持つ全てのビジネスは、関連事業の有無を示す年次報告の提出が求められます。事業がある場合、その活動からの全収益または一部が課税対象となる他の課税制度があれば、その詳細も報告に含まなければなりません。また、事業年度の終了日を示す必要があります。

UAE で関連事業を行う企業は、会計年度の終了から 12 ヶ月以内に年間報告を提出しなければなりません。報告書は、上記の点に関する資料を含め、多数の必要条件を満たさなければなりません。最初の報告の提出期限は 2020 年です。

新決議の順守を示す記録（および年間報告の内容）が英語ではない場合、英語の翻訳を規制当局に提出しなければなりません。アラビア語の翻訳は求められません。

コンプライアンス違反があった場合、規制当局は財務省(MOF)に情報を渡す権限を有し、MOF は 他国の規制当局と情報を交換する権限を有します。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

كلايد اند كو
CLYDE&CO

コンプライアンス違反には、経済実態のルールに従い、罰金が科せられます。初年度には AED10,000 から AED50,000 までの罰金、次年度以降にも侵害が見られた場合、AED50,000 から AED300,000 までの罰金が科せられます。また、情報の提供を怠った場合も罰金の対象となります。

ビジネスが経済実態規則(Economic Substance Regulation)の基準に適合するか否かを審査する期間として、規制当局には6年間の審査期間が与えられます。

今後、報告の必要条件の詳細に関し、追加規則が制定されるものと思われます。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 34

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。